

首都圏ネットワーク整備の経緯

首都圏ネットワーク整備の経緯

昭和27年 有料道路制度を導入(単独採算制)※事業主体は国・県

昭和31年 公団による建設方式を採用



○放射道路の整備

高速国道：東名高速、中央道
一般有料：京葉道路、第三京浜、横浜新道
首都高速：都心環状線、1号羽田線、4号新宿線等

昭和39年 東京オリンピック開催



○放射道路の整備拡大

高速国道：東北道、常磐道、東関道、関越道
一般有料：横横道路、千葉東金道路、東京川越道路※等
首都高速：3号渋谷線、7号小松川線、1号横羽線等

※昭和48年に高速自動車国道(関越道)に編入

昭和47年 高速自動車国道にプール制導入



○中央道(高井戸～八王子)を、料金所設置の制約により、均一料金制に変更

○環状道路の整備着手

高速国道：埼玉外環
首都高速：中央環状線(葛西～板橋)

昭和62年 圏央道を高規格幹線道路に追加(第四次全国総合開発計画において高規格7,600km→14,000km)



○中央環状線(葛西～江北)が開通

○環状道路の整備拡大

一般有料：圏央道(海老名～鶴ヶ島)
首都高速：中央環状線(板橋～大橋)

○埼玉外環(美女木～三郷)が開通(均一料金制※) ※中央道と同様、料金所設置の制約による

平成17年 民営化時に、高速自動車国道と一般有料道路※の債務の返済時期を合わせる

※高速国道と密接なネットワークを構成するものに限る



○首都高速が均一料金制から対距離制に移行

<現在>

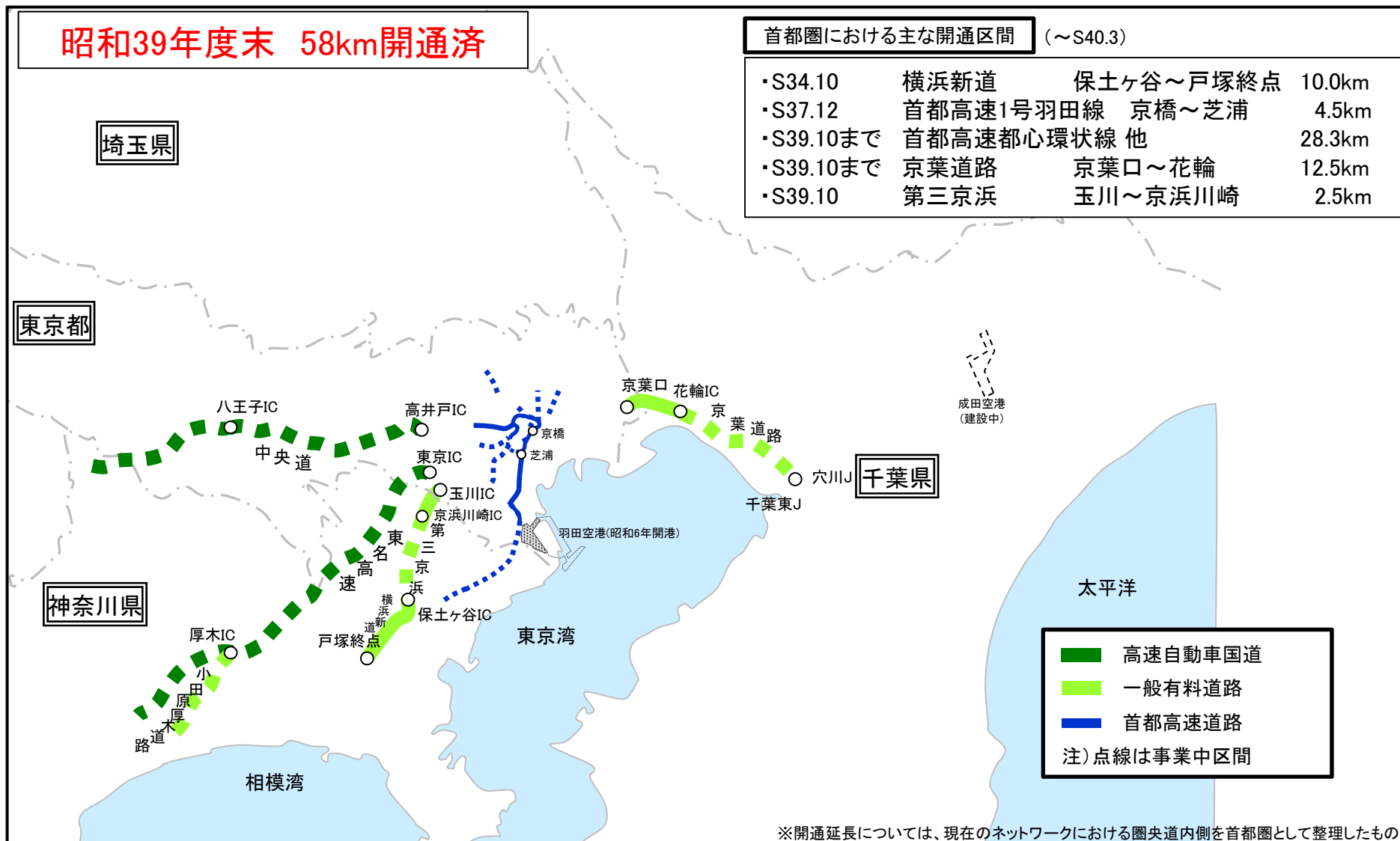
首都圏ネットワーク整備の経緯(昭和27～39年)

昭和27年 有料道路制度を導入(単独採算制) ※事業主体は国・県
 昭和31年 公団による建設方式を採用
 昭和31年～ 放射道路の整備 (東名高速、中央道、第三京浜、首都高速1号羽田線 等)
 昭和39年 東京オリンピック開催

昭和39年度末 58km開通済

首都圏における主な開通区間 (～S40.3)

・S34.10	横浜新道	保土ヶ谷～戸塚終点	10.0km
・S37.12	首都高速1号羽田線	京橋～芝浦	4.5km
・S39.10まで	首都高速都心環状線 他		28.3km
・S39.10まで	京葉道路	京葉口～花輪	12.5km
・S39.10	第三京浜	玉川～京浜川崎	2.5km

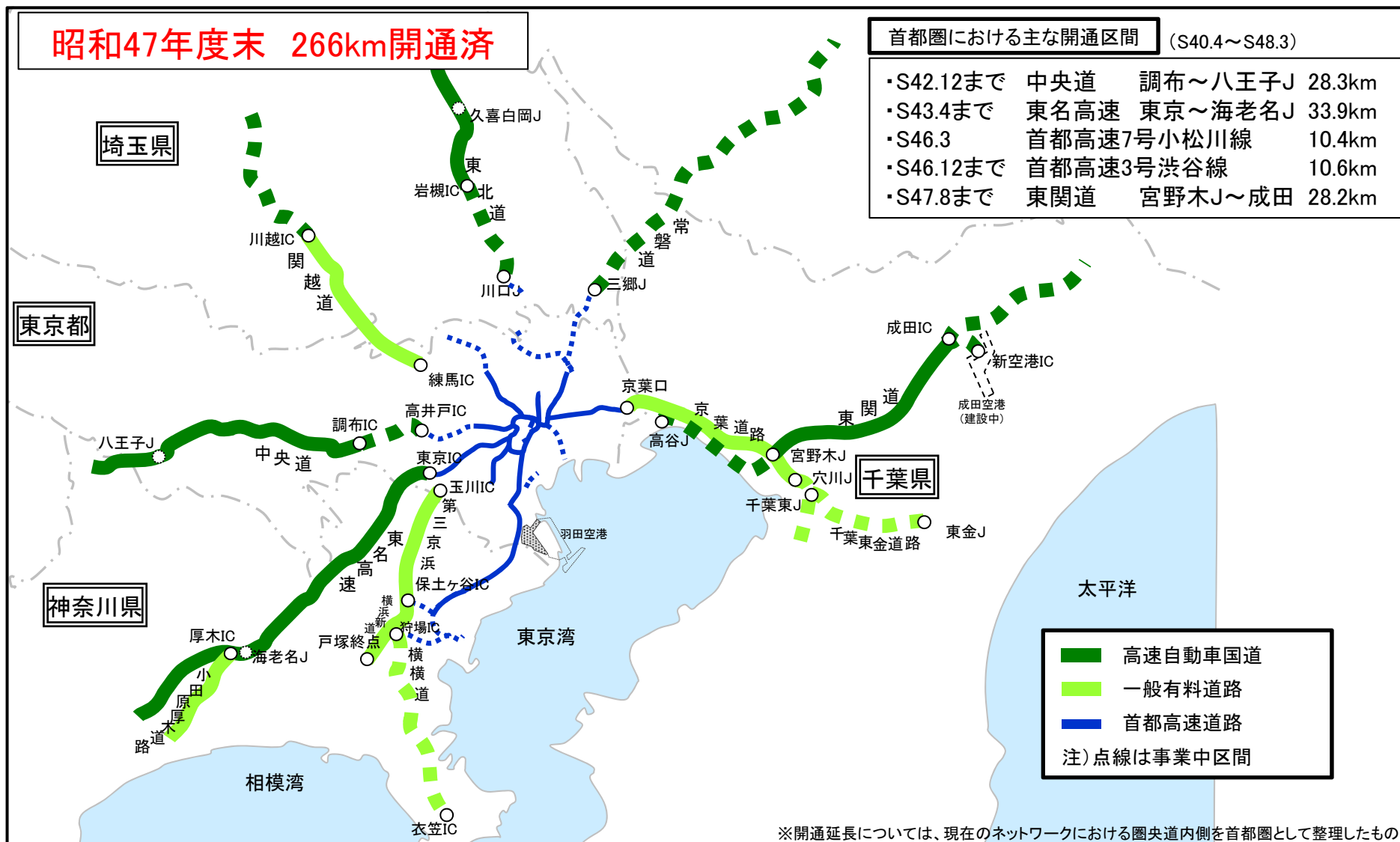


※開通延長については、現在のネットワークにおける圏央道内側を首都圏として整理したもの

首都圏ネットワーク整備の経緯(昭和40～47年)

昭和40年～ 放射道路の整備拡大 (東北道、常磐道、横横道路、首都高速3号渋谷線 等)

昭和47年 高速自動車国道にプール制導入



※開通延長については、現在のネットワークにおける圏央道内側を首都圏として整理したもの

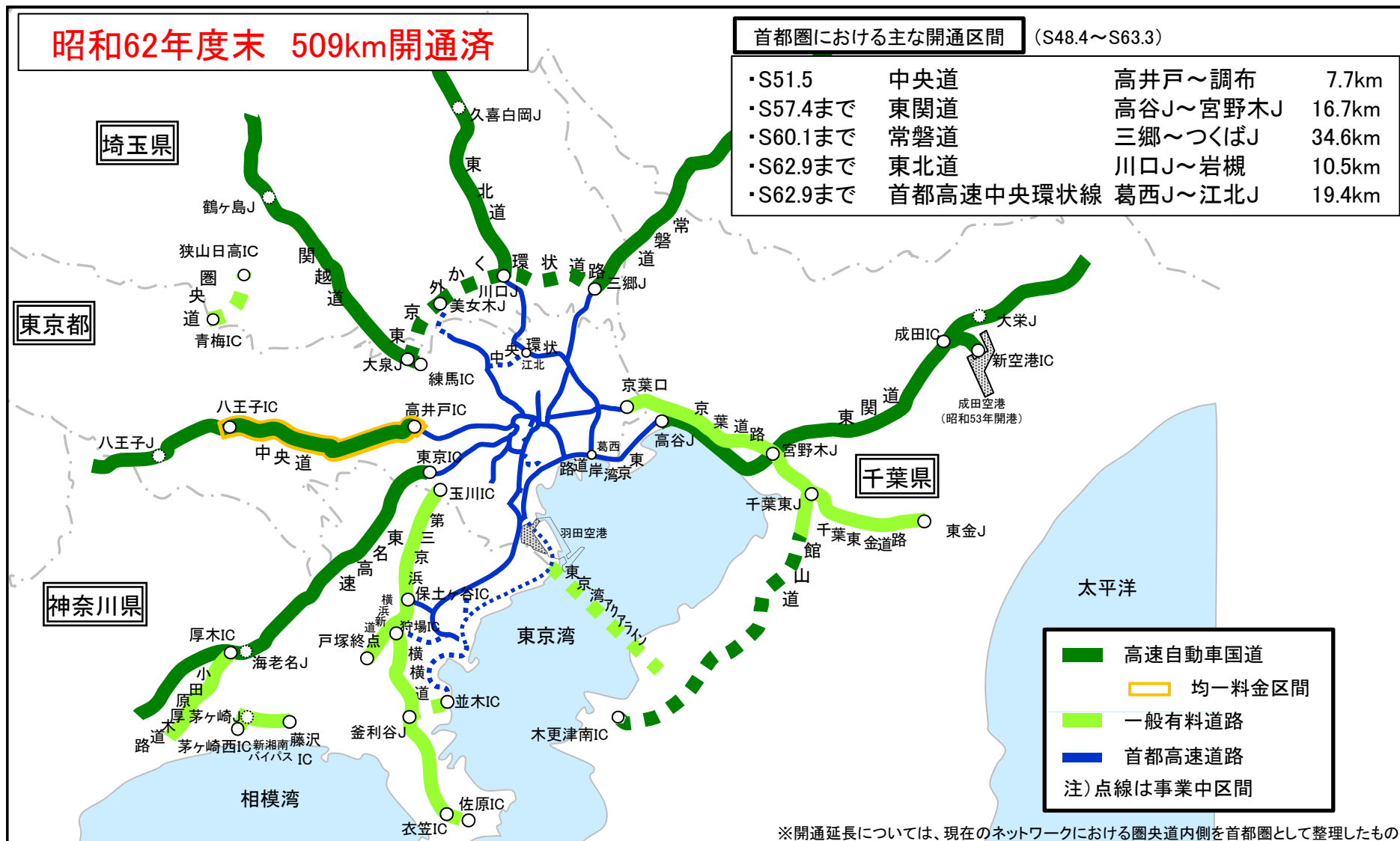
首都圏ネットワーク整備の経緯(昭和48～62年)

- 昭和54年 中央道(高井戸～八王子)を、料金所設置の制約により、**均一料金制に変更**
- 昭和61年 環状道路の整備着手 (埼玉外環、首都高速中央環状線(葛西～板橋))
- 昭和62年 圏央道を高規格幹線道路に追加 (第四次全国総合開発計画において高規格7,600km→14,000km)
- 昭和62年 中央環状線(葛西～江北)が開通

昭和62年度末 509km開通済

首都圏における主な開通区間 (S48.4～S63.3)

・S51.5	中央道	高井戸～調布	7.7km
・S57.4まで	東関道	高谷J～宮野木J	16.7km
・S60.1まで	常磐道	三郷～つくばJ	34.6km
・S62.9まで	東北道	川口J～岩槻	10.5km
・S62.9まで	首都高速中央環状線	葛西J～江北J	19.4km



※開通延長については、現在のネットワークにおける圏央道内側を首都圏として整理したもの

首都圏ネットワーク整備の経緯(昭和63年～平成4年)

平成3年 環状道路の整備拡大 (圏央道(海老名～鶴ヶ島)、首都高速中央環状線(西池袋～大橋))

平成4年 埼玉外環(美女木～三郷)が開通(均一料金制[※]) ※中央道と同様、料金所設置の制約による



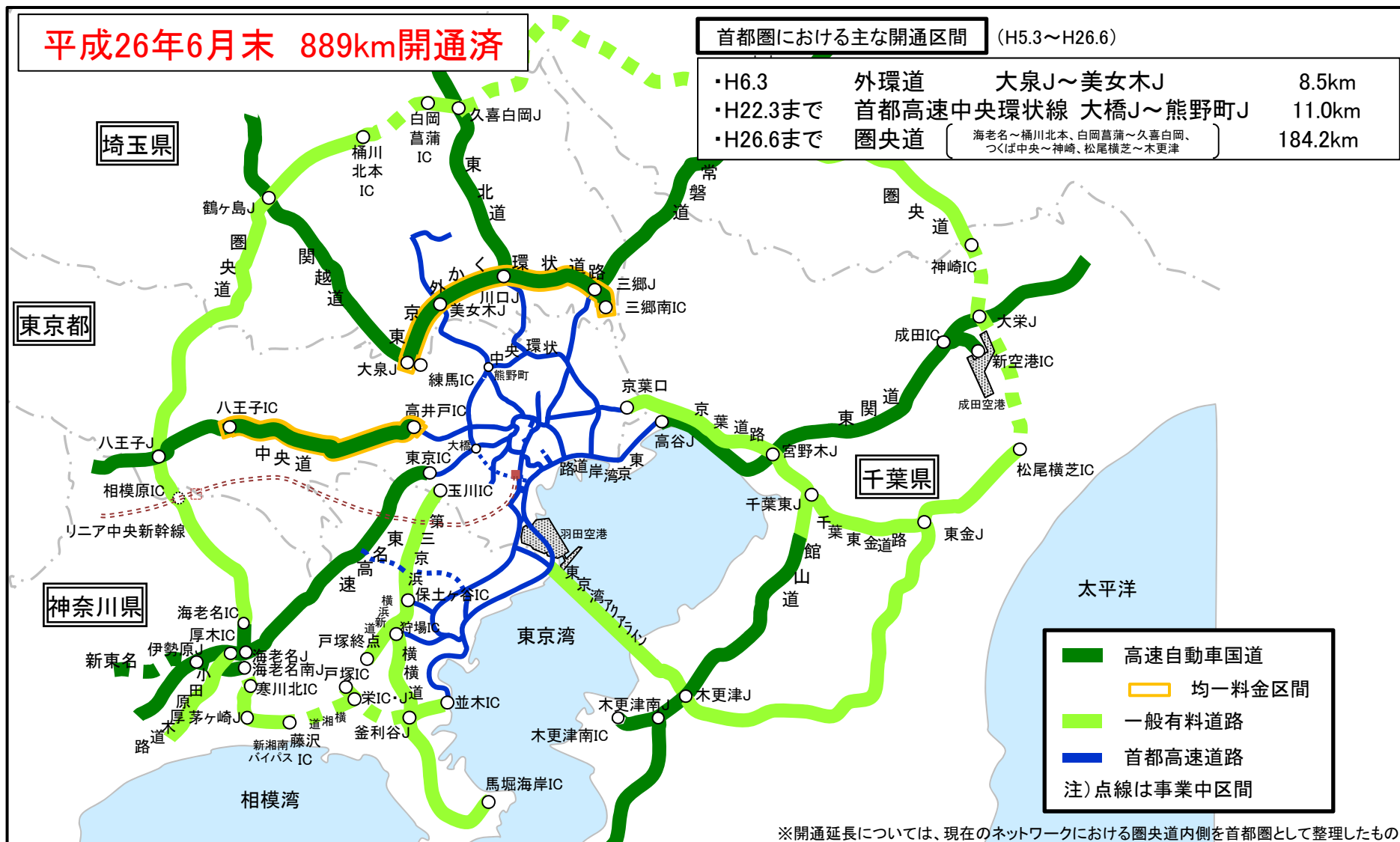
※開通延長については、現在のネットワークにおける圏央道内側を首都圏として整理したもの 5

首都圏ネットワーク整備の経緯(平成5年～現在)

平成17年 民営化時に、**高速自動車国道と一般有料道路***の債務の返済時期を合わせる

平成24年 **首都高速が均一料金制から対距離制に移行**

※高速国道と密接なネットワークを構成するものに限る



首都圏内の料金水準の現状

	<開通年度※2>	<路線名>	<料率>
対距離制を 基本とする区間※1	S35.4	京葉道路	20.4円/km
	S39.10	第三京浜	15.7円/km
	S43.4	高速自動車国道※3 (大都市近郊区間)	36.6円/km
	S54.3	千葉東金道路	24.8円/km
	S54.12	横浜横須賀道路	44.0円/km
	H8.3	圏央道 (海老名～久喜白岡J)	43.2円/km
	H15.3	圏央道 (久喜白岡J～松尾横芝)	36.7円/km
利用距離により 料率が変化する区間 (均一料金制区間等)			最短利用時※4～平均利用時※5～最長利用時
	S34.10	横浜新道	131円/km ～ 33.9円/km ～ 21.0円/km
	S37.12	首都高速	168円/km ～ 36.3円/km ～ 10.7円/km
	S42.12	中央道 (高井戸～八王子)	84円/km ～ 36.7円/km ～ 24.0円/km
	H4.11	埼玉外環 (大泉～三郷南)	166円/km ～ 32.5円/km ～ 15.1円/km

※1: 普通車全線利用時の場合(ただし、圏央道は40km以内利用の場合)

※2: 開通年度は、当該区間内で最初に開通した区間の年度

※3: 東名高速の例

※4: 最短利用距離の平均値を使用して算出

※5: 首都高速は、平成25年11月のETCデータ、埼玉外環・横浜新道・中央道については、H22道路交通センサスを基に算出

首都圏内の料金水準の現状

○ 全国の料金水準は整理された一方で、首都圏内の料金水準は、整備における経緯等が異なることにより、路線や区間によって異なる

